

令和6年度 剣道夏季昇段審査会開催について

— 記 —

1. 日 時 令和6年8月11日(日)

- * 開 場 8時00分～
- * 練習時間 8時00分～9時 15 分
- * 開 会 10時～

2. 場 所 杵築市文化体育館

所在地：〒873-0014 大分県杵築市大字本庄 2005 番地

電話 : 0978-63-5558

3. 願 書 大分県剣道連盟指定の申込書を使用

- ① 必ず楷書で全項目の記入をお願いします。(全剣連に登録の際に必要なため、未記入のないよう確認の上、提出をお願いいたします。)

※記入事項確認のため、可能な限り「携帯電話番号」のご記入をお願いいたします。

【必須書類】

(ア) 昇段審査願書・・申込者手書き

*「令和2年 6月26日版」を使用してください。

(イ) 昇段再審査申請書・・再審者のみ 申込者手書き

(ウ) 受験者名簿(excel シート) 支部で EXCEL 要入力

(エ) 受審会計明細書 (初段～3段、4段～5段の2種類あり) PCで要入力

※ 受審希望者は(ア)・(イ)を所定用紙に記入の上、審査料を添え、必ず各支部を通して申込みください。支部を通さずに県連への直接申し込みはできません。

支部は(ア)～(エ)を取りまとめ、県剣連に一括送付してください。

② 願書の記入

全剣連番号欄は初段受審者は「一級の登録番号」、2段以上受審者は「全剣連番号」を記入のこと。また、その他の欄も正確にご記入ください。

申込み期日までに一級取得が間に合わないものは、「一級取得見込み」と記入し、昇段審査日までに一級を取得し、初段を受審する。

全剣連番号欄が空欄での提出がないよう、受審者・取りまとめの支部は確認ください。

全剣連番号は全剣連ホームページからも確認できます。

③ 受審資格の確認

・初段 一級受有者で満13歳以上(令和6年8月11日現在)

*初段受審希望者で、申込み期日までに一級取得が間に合わないものは、

「一級取得見込み」として申込みをし、昇段審査日までに一級を取得し、初段を受審する。

- ・二段 初段受有後1年以上修行した者
- ・三段 二段受有後2年以上修行した者
- ・四段 三段受有後3年以上修行した者
- ・五段 四段受有後4年以上修行した者

④ 年会費納入の確認

(昇段審査受審においては生徒～一般まで当該年度年会費納入が必要)

⑤ 四・五段受審者の登録料は合格後、すみやかに納入をお願いします。

⑥ 規定による再受審者は「受審願書 + 昇段再審査申請書」を提出

※ 称号・段級位審査規則第18条第4項

【再受審】 形又は学科の不合格者は、当該科目を再受審することができる。

ただし、当該不合格となった審査日から1年以内とし回数は1回とする。

⑦ 他県から入会された方は『大分県登録申請書』（登録料・入会金・年会費）と

前所属剣連の『段位証明』又は『証書のコピー』を添付のこと。

⑧ 全剣連規定により、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については五段学科審査を免除する。対象者は証明するものを申込み書類と一緒に提出すること。また、試験は免除するが学科内容は各自勉強すること。

4. 傷害保険

傷害発生時は応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。また、主催者において傷害保険に加入するが、保険の対象・補償内容等が最低限度のもの(持病による傷害発生は保険の対象外)であるので、参加者は自己責任において、個人的に傷害保険等に加入の上参加されることを勧めます。

5. 個人情報保護法への対応 ※以下を周知してください。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は本連盟行事運営のために利用する。なお、登録支部名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

6. 審査の留意事項(着眼点)

立合いとは、互いに攻め相手に隙が出来たところに打突(面・コテ・胴等)を繰り出す行為の事である。

理にかなった打ち合いを中心に審査員は審査する。

7. 日本剣道形審査

初段 太刀の形3本（一、二、五本目）

二段 太刀の形5本（一、二、五、六、七本目）

三段 太刀の形7本

四段 太刀の形7本と小太刀の形3本

五段 太刀の形7本と小太刀の形3本

8. 支部締切 令和6年7月5日(金) *受審者の各支部への申し込み締め切り

県剣連締切 令和6年7月12日(金)*各支部の取りまとめ分の県連への提出締め切り

*学科問題は申込み支部にお問い合わせください。

9. その他

以降連絡事項があれば、再度支部やホームページに通知する。

以上